

「高知県拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例」の運用上の留意事項について（通達甲）（平成28年2月26日備二発第50号）

（概要）

この通達甲は、「高知県拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例」を運用する場合に、同条例第2条に規定する「日本国憲法に保障された基本的人権を尊重して国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」との趣旨に鑑み、基本的心構えや運用上の留意事項、取締り上の留意事項について必要な事項を定めたものです。